

兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易耐震診断推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、兵庫県まちづくり部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断員 別に定める兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領に基づき知事が認定した者及び神戸市における耐震診断員とする。
- (2) 耐震診断技術者 前号に規定する簡易耐震診断員のうち「簡易耐震診断推進事業 耐震診断技術者名簿」（以下「登録簿」という。）に登録された者及び神戸市における耐震診断員名簿に掲載された者とする。
- (3) 申込者 本事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を所有する者等で、次号に規定する耐震診断の申し込みをする者
- (4) 耐震診断
次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」による耐震診断
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」による耐震診断

(登録簿の閲覧)

第3条 補助事業を実施する市町は、申込者が耐震診断を実施する耐震診断技術者を選定できるよう、登録簿又はそれに代わる名簿を閲覧に供するものとする。

(対象住宅の要件)

第4条 補助事業の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

- (1) 現況において、特定行政庁から建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置を命じられている住宅
 - (2) 次に掲げる工法の住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
 - (3) 延べ面積の過半が居住の用以外の用に供されている住宅
- 2 対象住宅は、前項によるもののほか、次に掲げる場合にあつては、それぞれの要件を備えているものとする。
- (1) 申込者以外に所有権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合にあつては、原則として、耐震診断を受けることについて当該権利者全員の同意が得られていること。
 - (2) 住宅が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の建物である場合にあつては、耐震診断を受けることについて同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等

を経ていること。

(業務の停止)

第4条の2 県は、耐震診断技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者が所属する建築士事務所に対し、補助事業に係る業務の停止を命ずることができる。

- (1) 法第10条第1項の規定に基づく懲戒処分により、業務の停止を命じられた場合
- (2) 前号のほか、知事が業務を停止することが必要と認める場合

(補助金額の算出方法)

第5条 県から市町に対する補助金額は、別表第一に定める民間住宅の耐震診断の実施に要する経費から、申込者が経費の1割を負担するものとして差し引いた額を基に算出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成23年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和元年10月3日から施行する。ただし、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の要領第2条第1号アに定める者（公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが実施した簡易耐震診断員講習会を受講し、受講済みの証明を受けた者）は、改正後の要領第2条第1号に定める簡易耐震診断員とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日建指第3826号）

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第一（金額は税込）

建て方・構造種別		棟当たり診断経費	
戸建住宅	木造	31,500円／棟	
	非木造	63,500円／棟	
長屋	木造	63,500円／棟	
	鉄筋コンクリート造	1棟目	217,000円／棟
		2棟目以降	155,000円／棟
	鉄骨造	1棟目	114,000円／棟
2棟目以降		79,500円／棟	
共同住宅	木造	63,500円／棟	
	鉄筋コンクリート造	図面有り	217,000円／棟
		図面なし	321,000円／棟
		2棟目以降	155,000円／棟
鉄骨造	1棟目	114,000円／棟	
	2棟目以降	79,500円／棟	